

うしお

第 36 号

34・1・15

目 次

巻 頭 言	製造部長白石良雄	1
水産業改良普及事業西海ブロック 会議録	弟子丸、上田 (編)	3
各 部 日 記	編 集 部	29
分 場 日 記	大 島 分 場	30
編 集 後 記	編 集 部	32

鹿児島県水産試験場

製造部長 白石良雄

1959年の佳き新年を迎え、お芽出度うございます。
365日目に迎える正月には誰しもが、先ず海幸、山幸を祈願する。正月だけは好むと好まざるにかかわらず、ふだん容易に食べられない魚介肉藻類を一寸でも食べる。これをご馳走だといっているが、果して本当のウマサだろうか。正月というフンイ気の為に生粹のウマサでなしに、カムフラージュ的の加工品が多いことよ！ 生粹のウマサは万人の好みに一致する。従らく清新才一養だ。漁獲物処理、加工処理の目標が案外軽く見られている。

私は生来、好き、嫌いが多いようである。しかし絶対に食べないというほどのものは今迄接した限りでは二、三に過ぎない。酒よりも菓子か果物（そのうちでも落花生は特別に好きで奇型胃だと笑はれている）の方が遙かにありがたい。

それほど甘いものが好きだが、毎日の御飯のおかずには（尤も豆類のような始めから甘いことを目的とした場合は別であるが）なるべく砂糖をはじめ、いろいろの調味料を用いたのでは、物の本来の味があからなくなるというのである。すなわち魚ならば魚、野菜ならば野菜。しかも一口に魚といつてもいろいろの種類があつて、そしてその種類により、獲れる時期によつてそれぞれの味が違う。それを濃厚ないろいろの調味料を用いて味をつけたのではその物のもつ独特の味は消されて、調味料を味わつてウマイ、ウマイといっているようなものである。（これは極端な言い方ではあるが、そういう嫌いが無いではない。）調味料は物そのものの味を引き立てる。またはつきりさせるために用いるもの。例えば豆を煮、これを甘く味つけるとき、これと対蹠的な塩を僅かばかり入れることによつて甘さをより濃く感じさせるために用いるようなものである。

「まぐろ」に「ワサビ」「かつを」に「カラシ」は是非無くてはならぬもののようにされているが、これは刺戟剤として

辛いものを用いるのではないか。「まぐろ」にせよ。「かつを」を」にせよ獲れる場所はかなり遠い。獲つてすぐもつてきても相当の時間がかかる。そしてそれが魚屋が店で売るときには、生きが良いといつても、相当時間を経過している。生きた魚とはいえない。たんぱく質はすでに分解を始めている。それが一番うまいときに丁度あたれば高い値段で買つてもその甲斐があるかも知れないが、その時期を経過すれば腐敗臭が鼻にあたる。その悪臭を消すために、「ワサビ」とか「カラシ」とかを用いるようになったのではないか。殊に涙の出るほどまでに「ワサビ」や「カラシ」をきかせるに至つては、もはや生きの良いものとそうでないものとの区別はない。しかもこれを喜ぶ人には味などわかつていない。彼等は魚を食べているのでなく、「ワサビ」や「カラシ」を食つて喜んでいるのである。もし本当に生きの良い魚の刺身ならば、「ワサビ」も「カラシ」も要らない。塩か醤油だけで十分である。このことは刺身の場台だけでなく塩焼や煮魚の場台も同じである。時間を経過して悪臭を発するようになった魚肉は煮れば、一層臭気が強くなる。これをごまかす為にはまず砂糖と醤油を濃く使いさらに香辛料を用いる。そこで舌に感ずるものは砂糖と醤油の味でありさらに香辛料によつて才二の味覚たる嗅覚をごまかすわけになる。

旧曆27日古仁屋の火災には私共分場に対して、ひろく救援の温情を賜りました。今漸く「禍時はあざなえる蛇のごとし」という落付きのうちに、新春復興あれかしと念じております。

水産業改良普及事業西海ブロック会議

議 事 録

才一日 全 体 会 議

△△開会の辞 鹿児島県水産試験場長

只今から西海区ブロック会議を開催します。本県は今回当番県でありましたが、大変準備不行届の点もあるかと思えます。悪しからず御了承下さい。

△鹿児島県水産商工部長挨拶

本日は水産庁及び九州各県の担当官お揃いでお出を戴きまして地元として厚く御礼申し上げます。

私から申し上げるまでもなく、現在の水産の動きは難しい諸般の事情が沢山あります。本県でも行政面、技術面で多くの問題が山積しており、特に沿岸関係では諸般の生産技術に関する漁民の向上ということについては、まだまだ残された分野が沢山あると思っております。このような漁民の状況からして水産試験場が中心となり才一線の具体的な技術浸透のセンターとして推進していかなければならないと痛感している次第です。

本県の沿岸漁業が一般に不振だと云われておりますがこれは主として定置関係が大きな原因をなしているのではないかと。戦前、戦後のその推移を見てもその他の面では決して悪い状況ではないと思えます。又開拓さるべき漁場も専門の識者の話によりましてまだまだ本県の場合あるような気がしているのであります。特に沖合と沿岸の間に部分的盲点が相当残されているような感じであります。本県の場合、南に奄美大島、屋久島その他多くの離島を持ち、南に拓けた県でもありその面からも種々打つべき手があると考えます。

私が最も心配しておりますことは、このような沿岸漁業不振の盲点が何処にあるかを探知すること、もう一つは従来掲

げられた施策を最も効率的にどういう風にもつていくかと云う事であります。特に才二の点については本年度の水産庁の方針もそうであつたかと思ひますが魚礁、築磯の浅海増殖についても昨年の倍以上の予算をつけて現在やつて居ります。これと平行して身の周辺に問題があると云う様な事で沿岸関係特に青壮年を中心とした研究グループの優秀なものについての重点的な推進もしているのであります。本県南陸方面でも小型魚群探知機を与えて使つて居りますがやはり私共が考えて居りました様な盲点が解明されていると云う様な事態が見えて居ります。

その他才三点として沖合とのつながりの問題、更に鹿兒島湾をかかえている本県としてその湾を如何に活用するかと云う点であります。この点につきましても水産庁にお願いして、蓄養関係施設も現在計画し近く決定があれば着工する予定であり、その意味合いでも水産庁が沿岸漁業振興の一環としての総合施策として、又地区振興計画の一つとして取り上げて居られるのは喜ばしい事だと考えて居ります。然しこれについては特に実施されている農林水産関係の新農村開発計画関係との関連がどう調和して行くか、調和と云うより、どういう風に結びついて行くかという点が今後の問題ではないかと云う、私共なりの県の考えて進んで居ります。更にその他の問題では沿岸漁民と商工関係のいわゆる社会的な又産業上の摩擦が特に大きな問題であります。今申し上げた諸般の問題につきましても各県の方も同様な悩みがあるかと思ひます。又進むべき方向も各県で種々条件も變つて来るとは思ひますがやはりものもつて行き方、考え方には共通したものがあるかと思ひます。この様な話し合いの場をこの会合に求めお互いに意見を開陳交換し、水産庁の御指導を仰ぎながら進む事は今の水産の現状からして有効適切な事であらうかと思われれます。当県で西海ブロック会議が行われ、この様な問題、その他種々技術改良の問題が解明される場となります事を心から期待し

お願い申し上げます。

兩の端の不自由な場所で皆様に御迷惑をお掛けすると思
いますが実質的な又有効な会議で終わります事を心からお願い
申し上げます。

△水産庁中森技官挨拶

主催者側を代表して挨拶と所感の一端を述べます。

この様な会を開くにおいては皆さん種々苦勞もあつた事と
思いますがとにかくここまで来た事を心から嬉しく思いま
す。戦後今まで九州に来た事がなく仕事を皆さんにやつて
貰つていながら子供を育てなかつた親だと云われでも止む
を得ないと思ふ事居ますが改良普及事業は九州ブロックに
限り皆さんの力でどんだんのびて全国大会でも優勝し婦人
まで新分野を拓いて大臣賞を貰うと云う状態であります。

水産の問題が段々新しい分野に切り拓かれて行く時代とな
つて居り問題点が各方面に発現して今や沿岸振興に至るま
で水産庁の重要問題となつていることは間違いないよう
です。技術の改良普及から始つたこの事業が今後どうい
う方向に進んで行くかと云う瀬戸際に来ている様です。

我々が云うまでもなく地元では問題を握つて手を打つて
載いて居るがこの様な会合を出来るだけ多く開いてお互いに
勉強する以外に手が無いと思ひます。予算折衝において旅
費関係の予算獲得は容易でないと言われて居るが旅費その
ものこそ漁民とつながる我々にとつて最も必要なものだと思
つて居ます。皆さんが苦勞して現場とつながり漁業者とつ
ながつている行政というのはそんなに多くはない訳です。
改良普及事業は零から始つて居ます。無いチエをこぼして
ここまで発展させて来た苦勞が買われているのだと云う点
御了解願つて今回の会議を活潑にやつて行きたいと思ひ
ます。我々の改良普及事業で零細漁民を相手にやる時余分
の金も法律もなしに手ぶらで直接ぶつつかつて来た今まで
の体験こそ何よりも役に立つものだと思ひます。この皆
さんの貴重な体験や抱負をお聞かせ願つてこれを心にとり水産

庁の柱としたいと考えて得ります。充分勉強させて戴きたいとお願ひして差遣といたします。

△引き続き中森技官より水産庁提案事項について説明あり

①改良普及事業について

○アメリカでは農林関係の改良普及が発達しているが、アメリカの改良普及事業の局長が遼東に視察に来たとき普及事業の意義についてたゞした所「自ら助ける手段を助ける事だ。農夫に代つてやつてやる事ではなしに農夫の考へていることを助けてやる事だ。更に農夫が何をなすべきかを教へてやれ」という科学的な學が必要で「農夫をそのようにしてやる事が改良普及だ」と答へた。「当然漁民がしなくてはならない事を改良普及員が手助けしてやつてやるのではなく、教へてやるだけで自分で出来るようにしてやる教育だ」と云つていた。併し普及員の農民に対する教へ方の質の違い個人差等についてはアメリカでも困つてゐるらしい。

○又ノリ、カキ、ニジマス等の専門技術員は35年度から区分してゐない。相手の身になつて指導する場合にはその様な區別は必要でない。この面では相当高い資料もあり、技術的にも優れて居りあとは更に分野を擴げて行くのだと云う考へ方である。浅海増殖、内水面についてもその様な技術員にして行かねばならない。

○電気、機械の普及員の増加は考へてゐない。その巡回指導法については普及員は機関の修繕屋でなく漁民が自分で出来る様にしてやる事が必要である。又、改良普及員を市町村に一人づつ置く所をどの様にしてもらふかについて考へてゐる。農業改良等の例で法律に決れば是非おかねばならないし身分の点でも無線窮託の様な不安定なものではその効果が危ぶまれて県の定員化が最も良いと云つた矛盾も含みながらとにかく普

及員を増加して行こうと考えている。何れにしてもこの制度化の二度目のチャンスが来ている。

○沿岸漁業振興は誰が考えてもこれという良い考えはない。併しこのままではどうにもならないのでこの仕事だけは頑張らねばならない。

②水産試験研究について

全国に水産試験場の本場、分場を入れて147ある。各水試個々では仕事をしているがお互い横の連絡は殆んど無いと云つても良い様な状態であるがこの西海ブロックに関する限り恐らく他地区に負けない位連絡は密であると思う。さて、これら試験場の施設は創立当初は良かったが最近では業者の方が優れた機械をもち、創立当初の役所の機械は既に旧式なものになつている。今後水試を運営していく問題点として設備、人、仕事の三つに大別される。設備の点では今述べた様に旧式の施設が大部分であるし研究テーマについても油焼を例にとれば今の水試の設備や職員の研究能力ではつきり解決し得るか否かその見通しはどうかと云う様なことも云われている。

又水産試験場の試験研究と技術改良の結び付き方が問題で研究テーマに何を選ぶかと云う事が難かしい。先述の通り設備も貧弱で各県水試の研究テーマにも共通点がない。職員も誰がどんな事をしているのかその資料の持ち合わせもない。又皆さんが今後勉強していくにはどの様な研修が必要かと云う事も考えねばならない。とにかく水産庁でとりあげたテーマは次の通りである。

②魚 礁

これは調整二課の浅海増殖で補助金を出しているがその効果についてははつきりしていない。研究はしているがどの様な魚礁を作れば良いかと云う効果判定までは行っていない。もう少しはつきりしたデータが必要である

③蓄 養

最近これほどどこでもやっているが良いデータ一筋ない。

我々としては漁業者が共同経営に持ち込んでこの蓄養池で漁獲物を販売する所まで面倒を見ようとする考え方である。長期と短期の両方の蓄養を考えねばならない。これはもう少し突っ込んでやれば、漁業者が最も希望する所ではないだろうか。

③ 汚水 廃水 問題

法律が出来ようとする現在の状態では説明の要もない位である。水産研究所ではどのような試験を行つたら汚水 廃水がつかめるかの方法について調査し、地方水試は絶えず観測を行い事件が起きた時、事前、事後の比較が出来る様にしておく事である。水試の設備では水産製造機械を化学実験器具に切り換え分析も食料品に限らず、水質分析まで行える形を整えておけばまだやる事は沢山あるのではないかと云う考え方である。

④ ニジマス

この問題から大きく生物に対する基礎的事項が分るのではないか、飼料容器等についてもこれを基礎の例とする考えで取り上げた。このテーマは水産だけでなく医学関係の人も入れた総合研究である。

以上四つのテーマを取り上げたがこの様にして地方水試の研究テーマを統一しようとは考えていない。自由にやれる所は結構やつて貰い、更に今後研究の仕事を高度に掲げ日頃財政面や自分の勉強のため、相当苦勞しているような所え、少しでも国費の継ぎ足しが出来たら結構だと思つた訳である。皆さんもしこの程度のもので日頃やりたい研究が少しでも進めば水産の為にも幸いな事だと思います。

⑤ 沿岸漁業集約経営調査について

以上、簡単な説明の後、午後に入つて「水産業技術改良普及事業実施要領」(プリント刷り)についての説明あり。

才1 基本方針

これは今迄と同じであります。

才2 水産業技術改良普及指導職員の設置

(1) 兼職禁止

指導職員はこの事業に専従し、他の職務を兼ねてはならない。

(2) 任用資格条件

(イ) 水産養殖技術指導職員

水産養殖業務に3年以上の経験を有する者及びそれと同等以上の実力経験を有するもの。

(ロ) 水産機械取扱技術指導職員

漁船機関の製造又は修理業務に3年以上の経験を有するもの及びそれと同等以上の実力経験を有する者

蒸気業務に3年以上の経験を有するもの。及びそれと同等以上の実力経験を有する者

等と今度新しく付け加えてあります。即ち人数はふえなくても種々な条件で新しく人事交流を行う場合に行い易いようにと、又善い人がとり易いようにとということを目的としたものであります。

才3 水産業技術改良研究団体育成事業

(1) 水産技術交流事業

これは新規に通つた予備で、私共もこれ以上深く考えていませんでしたので、34年度も続けて拡大していく考えています。が33年度はこの水産技術交流事業について詳しい計画がないのによく選つたものだと云われた程であります。各県がどのようなやり方でやるのか、その計画書を持って来いと云われ、各県の意見を聞いて、大体の手がつかってききましたが、未だそれだけでは出そろつていないし、イワシの加工技術で長崎県に見に行きましたというようなことを書きまして、まあ、苦心して、でつち上げたものであります。唯主

旨だけが非常によかつたので通つたと思います。
研究グループの行き方として、これが一番必要だし又
効果があるというように、主旨だけで通して、計画は
これからというところであります。

唯、事務当局から言われたことはa、bとありますが
補助対象経費は先進地視察のための旅費とする。この
旅費については種々な問題が出て来ましたが、旅費の
半額補助というようなかつこうに考えられたものがあ
つたと思います。本当はこれは旅費と名のつく事業費
といわざるを得ないのであります。即ちこれは事業費
であつて所謂、吾々の職員旅費とは性質が異なると解
釈されたようだから、県と国で半分づつ出し合つてそ
のような仕事をすると云うことで補助する対象が旅費
であります。

(2) 研究協議会開催事業

これも補助対象経費は会場借料及び会議資料作成費と
するとあります。本当の会議費だけで旅費は含まれて
いません。研究協議会を開く時に旅費も欲しい場合も
あるのですがこれは含まれません。

★4 水産養殖技術改良普及事業

(1) 水産養殖技術改良普及事業

これも補助対象経費は漁場観測費、施設材料費、施設
維持費及び作業人夫賃とする。

これが昭和28年度に藤田さんがとりました。ノリと
カキの技術改良普及事業そのものであります。これ
も毎年説明の資料がせいぜいぐらいのまゝに通つて来たの
ですが28年度からの実績を書いて持つて来いと云わ
れ、実は何にもないような状態であります。最近にな
り、ノリ、カキの方はふえたわけで実は技術員には旅
費はありませんがこの金を各県指導員をおいた県には
そのまま配布したわけで、今年なんか配布基準とか又
その実績を持つて来いというようにうるさくなつてい

ますから、34年度の要求のときにはこれを組変えて出すか、又今迄通り出すかと大部意見の交換を行いました。又試験上の研究なりその他の経費で事業費がとれるならこれぐらいのものは返上してでも外でとろうというような意見もありました。ここで問題になりますのは最初から旅費はなくて旅費のところはかなりやりくりされたところがあるのじやないかと思えます。又、ノリ、カキ、ニジマスというような区別はなく一率の養殖、増殖の事業、水産養殖改良普及事業というように資格も改め、人もとり易いようにし、人も増やしたのですがそれにみあう旅費がついていないと云うことであります。又、ノリ、カキ、だけの事業費が組んであつて実際新しくふえた養殖の技術員はモガイもやりたい、フノリもやりたいという時にこつちと均合いがとれないものになつてくるということです。

水産業技術改良普及事業費補助金交付要綱（別表）

改良普及事業が昭和28年から始められ補助金の適正化に関する法律が出来、この中に条件なりが付いています。例へば5万円以上の機械は各省大臣の認定ということになつています。但し水産業技術改良普及事業費は農林省全体から考えると補助金の金額が小さいので後廻しにされ、適正化法は実施されても、このような面に就いては一年のばされたような形です。

水産技術交流費

先進地の変更、導入技術の変更、視察人員の変更、関係官技の変更、これはあまり必要がないとも考えられるし、この辺は未だ相当の困難の過程があると考えられます。

水産技術改良普及事業

これはノリ、カキの事業費であつて、配布基準も考えないで各県に配布したのにも拘わらず施設設置場所の変更だとか、大臣の承認を受けることになつています。

沿岸漁業集約経営調査事業

経費配分の変更、業務内容の変更これはおこなったことにはないですが、指定財産で農林大臣の認定による1件5万円以上のものに限るとなっています。2年度はなかつたのですが、33年度からこんなになっています。その他、今迄付いていなかつた条件で人件費の問題例えば該当等級及び有効範囲を越えるものを置くことが出来る。それから俸給等とは本俸又は扶養手当、暫定手当、通勤手当とする。その他補助事業者は補助対象外職員を新に職員とする場合には農林大臣の承認を受けねばならない。補助職員が引続き1ヶ月以上勤務せず又1ヶ月以上勤務することが出来ない場合は農林大臣に勤務出来ない理由を過去の欠勤日数等必要な事項を記載した報告書を提出しなければならない。この場合において勤務することが出来ない期間が3ヶ月以上の場合には農林大臣の指示に従わなければならないこの農林大臣の指示について

(1) 病 気

3ヶ月を越える部分については補助対象外とする。

(2) 研 修

補助職員が業務に関連して研修を受ける場合この期間は補助対象とする。

(3)

補助職員が業務に関連して公務災害を受けた場合には発生の日から休職の日まで6ヶ月以内は補助対象としそれを越えた場合には補助対象外とする。

以上の条項も実際にはこれに該当するものは少なく種々な問題も出て来るとは思いますがその場合どのように処理してよいか実はそこまで突込んで考えていません。

(質問)

指導職員はこの事業に専従し、他の職務を兼ねてはならないとありますが、これは一体どんなことをさしてありますか。

(答)

その方も当然先に問題になりますので、そこで特に専従でなくてはならないと云うのも無理はないと思いますがそれがどの辺まで専従か兼務と云うのも実際には個々にはからなくてはしようがないと思います。

(質問)

水産技術交流事業のaで一班8名を標準とし、とありますが、私のところではすでに一班2名で実施段階になつています。それはどうなりますか。

(答)

それはしようがないでしょう。実施してからこの要領が出来て、手おくれじゃないでしょうか。それよりも積極的にこの予算を育てあげたいと思います。

(質問)

経費の配分で20%以上の流用による増減でその科目でどんなものがありますか。

(答)

この経費は2本立になつてますね、その考え方としてはこれは交流費の20%以上を含む場合、研究協議会だと協議会の20%以上を含む場合というように考えられてよいのではないかと思います。

以上で質疑応答を打ちきり引き続いて分科会の問題点なり
そんな部分について、各県会議資料より、抜すい説明あり

(各県提出の会議資料参照)

水産学 水産部 専門分科会

分科会に入る前、前日着席して手紙の送付と委員の挨拶あり。

○手塚課長 挨拶

大変遅くなり申し訳ありません。遠路お集り下さいました。有難うございました。

水産業改良普及事業と水試の仕事のやり方について御諮議願う訳ですが昨日中森技官から水産庄の考え方についてくわしくお話ししており、繰り返し申し上げます。水産業改良普及事業の目的は何だという意見の方もありますが基本方針は不変であり要するに漁民の福祉増進、更に沿岸漁業の振興という事になります。沿岸漁業の衰退の原因は何か、収入の点では戦前のそれよりのびているがその程度が他の産業に比べ低いと云えます。

原因として

①沿岸漁家の人口過剰 ②漁場が狭められている ③漁場における釣り上げの問題 ④経営の改善が出遅でない ⑤流通の問題 ⑥生活改善の問題等が挙げられこれらの原因が複合した状況で漁村の振興を阻んでいると考えます原因が複雑であると特効薬的な決め手となる仕事もなく技術改良だけ行っても沿岸漁業の振興にはならないだろう。すると技術というものは一応取り去つて漁村の振興即ち水産業改良普及と解釈せざるを得ないのではないかと私共は割り切つて考えています。そこで研究発表においても単に技術の発表だけでなく生活改善もよし流通改善もよしとにたく漁村の発展に考えられる事は皆取り入れたいと考へてこの様な状況で今進んでいる。

28年に技術改良普及が始つて以来この考え方は變つていないが時勢の推移によりぼけていた焦点がこんな風に絞着して来た。予算については来年にならないとはつきりしないがこの様な点を多少なりとも具体的に現わし得る様な風になるのではないかと期待していると云うのは

今の専問技術員制度の他にもう一つ技術改良普及員制度を市町村駐在でこれは県職員にする計画でいる。

専問技術員制度も現在の様に機械、電気、カキ、マス、ノリと云う様に細い分野に分けてやっていることは先述の様な水産業全体の改良普及という意味から妥当かどうかと云う事も一応検討を要する時期に来ていると考えるので現在の制度をなくする程りはないが将来はその点も多少ウエイトを置いてあるものには増しあるものは減らして行きたいと考えている。唯ある技術者が自己の得意のものを持っていることは良い事であるがそれ以外の事は関知しないという考え方は問題が難かしくなる。水産業の改良だと云う広い視野にたつた考え方をもちて載きたいと思う。

水産業が他の農業、林業、蚕糸業等と比べ非常に立ち遅れており、この様な普及の面でも又体系づけられていない状況で建設の途上にある訳で、水産庁ひとりがいくら頑張つてもどうしてもならずその点皆さんと一諮に私共がやつてゆかねばならない。皆さん気付かれた所或いは私共のやり方に批判なりがありましたらどしどし云つて貰いたいと考える次第です。

ついで質疑応答に入る

(質問) 普及員は試験場に配置されるか

(答) 市町村に駐在させるつもりだが県職員だから水産課或いは水産試験場になるかも知れない。何れにしても水産試験場と密接な関係をとる事は勿論である。

(質問) 技術と技能の差意についての解釈如何

(答) 字句だけから考えると技能とはある人が技術について能力を持っていると云う個人的なもの。技術とは個人の能力ではなくある一つの体系と云つたものが考えられると解釈すればそうごみ入つた事にはならないのではないか。

(質問) 今の水試の実態が試験研究と改良普及の二つの面

を持つているが我々はこの点はつきり区別、独立させておかないと両方で同じ事を繰り返す結果になるのではないか。

(答) 試験場の仕事上の体系が問題となつて来る。

水試の創立当初は他県との技術の交流の仲介、勸業奨励指導部面が非常に大きかつたが水産の科学の底が浅い故もあつて他県から持ち込む技術もなくなり忽ち行き詰りの状態を示した。そして水試自体で何か試験研究をして技術の裏付けをする必要が生じた。

この試験研究も勸業奨励的な試験場の二つが混合してここで最初の水試のシレンマが采た時代があつた。それが段々進んで来て、何か基本的な研究と云う事に重点が置かれ資源研究と云つた雖かしい問題に入り込んで来る。業者にとっては直接の関連性がないから業者と遊離した試験研究機関だとする時代もあつた。

最近になつて技術改良普及と云う事が試験場の仕事だと云う風になつて来たので又もとに戻つた状態でここあたりで試験場の考え方を整理して戴かないといけないのではないか。試験研究をやりながら改良普及は出来ないと云う意見も尤もだが自分の仕事は何を目的にやつてゐるかと云う事にしぼつて来るとその間の見当もある程度つくのではないか。先にも述べたが専門技術者が専門以餘の事についても活動する事を心掛ける必要がある。

(質問) 新らしい専任の改良普及員について

(答) 改良普及員で水産と農業とではつきりした相違があるが専門技術員で曲りなりにも、技術の相談相手になれるのはノリ、カキ即ち養殖関係だろう

だから専門技術員は養殖にしぼってしまおう。又その人が増殖専門家ではあるがそれ以外の漁村全体の事についても聞いてやるべきで所謂中間者の役を専門技術員に要求する。今度置く普及員はそうではない。極端に云えば全然水産の専門技術者でなくても良いと考えている。唯漁村青年活動等の中心となり漁村で何を身近に考えているかその相談相手となり中心人物となる様な人を考えている。

(質問) 養殖だけが一貫した指導が出来ると云われたが何年も指導の経験を持つ人もあれば今年学校を卒業した様な人もいたのでこれらを一括に指導者として採用すれば地区地区によつて養殖技術の発達がチグハグなものになつてしまう。経験の深い人を送り込む様にしたら振興も一緒に行くだろう。

(答) 今そういう点を私共もこれから先考えてゆきますし、それから昨日も中森さんから話があつたと思ひますが、水産試験場の育成というような事なるべく考えてゆきたい。専門技術員の研究とかそういう様な何か組織ですが、上から技術というものが下に流れ込んで来る。そのような体系が今まで全然ないから、来年あたりから考えなければならぬと思ひます。

(質問) それから九州ブロック会でも有明海の調査を関係県で自主的にやつているわけだが、ワカメも共同研究とか、今度の漁村の漁業研究等これなどなじめの方だけはよくやつているが途中まで行くととぎれてしまいます。これは金の問題だけでなく、何にか壁を打ち破る方法を考えねばならないと思ひますが。

(答) 私もその点を心配しているのですが、新しい仕事はずんずん進んで行くとは考えられないし、その

壁に突きあたつた時に、はじめて組織の力が出て来ると思う。その時一体組織でどう壁を破つたらよいか。勿論、その時水試の養産だけが築つても駄目な場合があると思う。例えばワカメの種産者が北海道にいればその人に聞いて来るとか又連れて来るといふことが考えられるわけです。

(質問) 合成繊維は長崎県は余り精を出していないが、各県の様子を見て見ると大分軌道にのりかけた様な感じがするが、あれの見通しを水産庁の方で安全だといふところまでまとめて頂き、本当にあれが今年のように行くのであつたら長崎あたりは手おくれだといふことになつてもいけないと思ひますが

(答) 合成繊維の問題もどんどん進んで行く問題だし現在の段階は完全だとは云えないが但し実用に供し得る段階には達している。有明海の総合開発の處置計画で長崎県の場合にはノリの問題をそこまで持つてゆく段階には達していないが但し実用に供しながら一方では又勉強を進めてゆきそういうところから先づオ一に考えた方がよいと思ひます。

(質問) 少し考えが飛躍するかもしれませんが、水産庁の取巻について私の希望を述べ水産庁の考えを聞きたい。

今迄は種々な漁業というものが入会で共有と云う関係から云つて調整といふことは当然將來長く続ると思ひますが、その調整の基礎になる資料と云うものが今のところ漁業調整委員会という形でなされている。これをもつとむずかしい問題があつても科学的基礎を加えてゆくことを、法律的にも予算的にも義務付ける必要があるのではないかといふ考えを持っています。

一例を上げますと漁業法で知事の権限のツキヒ貝の禁止期間がこれを一応産卵期と認められる3ケ

月を禁止していますが毎年漁業者の方の陳情で特別採捕の形で解禁している。これがよいのであれば禁止期間なんか作らなくてもよいのではないかと又特に禁止する必要が資源保護上あるならもつと基礎を与えて勵行さしてよいのではないかと考えています。

(答) 行政面で科学的うらづけのないことは県と国では共通の問題でありまして、何とか問題が起きるとまあまあと云つて終るといふことは要するに今の水産科学の底が浅いと云う事が原因であると思ひます。何とか法律で科学的根拠に基づかなくてはならないと云われた時に研究所なり、試験場なりがそれに答へ得るだけの仕事をやつているかといふことが非常に問題であると思ひます。例えば東支那海のサバの問題が適正漁獲量が一体どれだけで、それをどういう方法で、どれだけの船が操業したらよいのだと、科学的根拠を出せと云われると現在の段階ではおそらく出せないと思ひます。才一そとが原因であると思ひます。それには科学的根拠を立て得るような状態に今の研究機関が持つ才一になり水産科学がそこまでレベルが上がることは出来ないことではないかと思ひます。最近その様な基礎的調査研究なりに基づいてをやつて行こうとする動きがある。

(質問) まづ一応終るとそれからは何かない。それからはない。そこでそれをわかちす方にも何かける必要があるのではないかと思ひます。一それが終ると漁業調整委員の方でも次に問題が起る迄その問題をとりあげない。

(答) 県でも国でも同じですが、何とか問題が起きるとそこでこうだと言ひ切る資料は現在の段階ではない。それじゃそのような研究をやれと云われて研

究費が来るわけですが、その時はおそいわけなんです。今西田さんの言われますように、平生から横上りするというものがなければいきなり問題が出て来た時、その解決するような研究は出来ない。そのようなことは今からだんだん理解さしてゆく必要があるし、段々そのような方向に進んで来ているように思います。

以上で手課長の挨拶及びそれに対する質疑を終り、ついで、漁務、製造、養殖三つの専門分科会に入る。専門分科会に於ける経過及び決定事項については才三日目に於いて各担当者より、発表があつたのでここでの記述はさける。

才三日目 全体会議

才二日目に専門分科会に於いて得られた結論及び決定事項についで発表が行われた。

○漁務分科会

座長	浜島謙太郎(長崎)
出席者	神永保(福岡)
	小林克一(")
	野村巖(長崎)
	副島万吉(佐賀)
	岡芳夫(")
	秀島環海(")
	市来忠彦(熊本)
	上野茂(鹿児島)
	他四名

決定事項

(1) 改良普及

国において企画の沿岸漁業振興総合対策事業の築団操業の実現に期待し各自帰県の上この事業の合理的、且

能率的な発展が出来る様その案を検討準備する。

2. 漁業研修制度

国において漁村青壮年、実践活動事業として積極的な実現が明らかになつたので我々はその効果が充分争う様準備態勢を整える。

(2) 連絡の研究

1. タイの研究

① 既に福岡県で実施中の標識放流、アンケート、蒐集に各県は協力する。このアンケートの最終取組めは福岡県、アンケートは福岡県のものを採用する。

② 佐賀県は予算成立後その案を各県に通報し各県は可能な範囲に於いてこれに協力する。

③ 長崎、熊本、鹿児島県は予算の有無に拘らず、その許可範囲で、生態、漁況等タイに関する調査研究を行う。尚その計画について各県に通報する。

2. 資源研究

大羽いわし、その他の資源並びに予報については漁況研究会において討議する。

3. 魚礁調査

各県はそれぞれ企画している事業について適時、通報連絡を行う。長崎県は従来行つて来た人工魚礁の事前調査の企画。方法についてとりまとめ漁況研究紙上で発表する。

4. タコツボの研究について

本事業が産業として発展する為には加工養殖部門との有機的な関連が必要であると考えられるので全体会議にはかり取り上げる。

(3) 水産試験場の研究

1. 収入予算

現在水産試験場漁部の発展収入予算を伴う漁獲

試験は大きな障碍となつてゐるので極力取入予算の削減に努め、可成り於いても、この点を識する様要請する。

2. 基礎的研究の必要性

今後の漁撈技術の進歩、改良普及事業の発展上技術の体系化が必要である。この為には基礎的な研究は絶對不可欠である。併しこの事は全てを大学研究所に解決を期待する事は困難である。我々もこの解決為に努力し漁撈の科学体系化につとめる。

① 漁具調査

我々は身近かな漁具について体系的な漁具調査を行う。方法については後日の分科会で検討する。

② 漁況予報制度の準備

漁況予報の能、不能は措き漁村に於いて要求されている現在水試においてこの質的、人的充實を図る為漁況予報官の設置が実現出来る様各県準備を進める。

(4) 巡回指導事業

1. 巡回指導事業の質的展開

該事業の滲透並びに漁村のレベル向上に伴い従来実施して来た講義、講習形態の巡回指導では早晚漁村から選離する事が考えられるので、質的な新しい展開の方法について我々と共に水産庁においても充分に検討して具体的な方策を講ぜられたい。

2. 巡回指導員の研修總會の開催

機械器具の発展が極めて速やかな現在巡回指導員の知識、技術の向上が望まれるので研修會の参加、最少限度の知識の導入の為の図書發の獲得が出来る様計られたい。

0 加工分科會

座長 白石良雄(鹿兒島)

出席者 兼本盛敏(福岡)

橋 木 重 哉 (長 崎)
 梶 原 安 行 (佐 賀)
 浜 田 盛 治 (熊 本)
 西 清 晴 (鹿 児 島)
 他 五 名

前ブロック会議で決定した連絡試験の項目即ち多獲魚の利用について(福岡、長崎、鹿児島)乾燥機(熊本、鹿児島、長崎)水質関係(福岡、熊本)原料鮮度保持対策試験(長崎及び各県)海産利用(長崎)煮干製品改良試験(佐賀)加工原料の組成調査(山口)について経過を検討次の事を決定した。

1. 決定事項

① 水質調査

水質の問題については、非常に多角面に亘っており何かの事件があつた時だけ調査する場合が多いが事件後の調査だけでは十分なものとは云えないので事前調査を行い事後の比較試料を盛えて置くべきである。それが為には現在予算化実施中の福岡県を中心に、水質検査方法その他の参考資料について各県とも連絡を密にする。

② 多獲魚利用試験

販売面から見て少量づつでも企業化可能なものをテーマとして取り上げる事とし一応各県。アジ、イワシ、サバの糖漬けの試作販売を行う。その結果について鹿児島がセンターとなり取組みの連絡に当る。

③ 油焼防止試験

貯蔵包装試験に含めて之を実施する。

④ 前ブロック会議で取上げた試験項目。そのセンターはそのまま継続実施する。

⑤ 前ブロック会議の分科会で取り決めされた加工担当者ブロック会議は技術改良を主体とした研修会とし。助言者或いは講師として西海区水研、並びに各大学の専門家に参加を依頼する。このブロック会議開催については当番

県が行う。

2. 要望事項

東海区水研が開催した様な加工担当者研修会を全国的なものとして開催して戴きたい。

0 養殖分科会

座長	山本兵助	(福岡)
出席者	仲吉朝斌	(")
	小河淳一	(")
	天野泰秀	(")
	藤田正	(長崎)
	中島要	(")
	三井所正英	(佐賀)
	太田扶桑夫	(熊本)
	小林崇	(")
	田畑重行	(")
	北山易美	(鹿児島)

他四名

A. 改良普及事業関係

永年の努力の結果全国に多数の研究グループが誕生しその成績も次第に向上して来ており、弊害も揚つて来たが反面グループが実力を持つに至つた為政治色がかつたり、中にはプロ化した存在になつた傾向を示す例が見受けられるものもあり、これが為親組合や漁村又は漁業者部落等の地域社会の中で種々の摩擦が起きて居りグループ活動当初の趣旨を逸脱するものが窺われているのでかゝる事を防ぐ為今後の指導に当つてはテーマを選定する場合はグループだけの為のものではなく、漁村全体の為になる様なものを選ぶ等の注意を払い行き過ぎたグループ活動の規制を考える必要がある。

B. 試験研究関係

1. ノリ

1. アサクサノリの採苗における芽いたみ対策の研究推進

a. 現象の把握

イ、西海区水研が有明海で行っている佐賀水試の浜試験船のエビ槽観測時に芽いたみ現象把握の為の観測を含めた観測の実施方を西水研にお願いしてみる。

- 1) この場合観測時には関係県から係職員一名宛が同乗して観測作業を行う。
- 2) 観測事項は水温、比重、採水（栄養塩、微量元素）プランクトン、他一般海洋観測とする。
- 3) 観測資料の分析、同定等は西水研にお願いし長崎水試がこの資料の各県への連絡に当る。

ロ、(イ)と併行して各水試の作業を行う。この場合の項目は次の内容とする。

- 1) 2、3日毎の葉のサンプリング
- 2) 現場の水温、比重、の毎日観測
- 3) 採水（分析の出来ない場合は冷蔵庫に貯蔵しておく）
- 4) プランクトンの採取
- 5) 年間積算日射量の算定、自記気温計の記録採取

b. 実験室的試験

- 1) この項は熊本水試太田氏にお願いする。
- 2) 各県でも出来る範囲内で実施する。

c. 各県間の相互連絡研究を進める。（内容下記の通り）

① 診断

1) 芽いたみの診断

- | | |
|------------|---------|
| イ、芽の色沢（濃淡） | ニ、芽の分離 |
| ロ、芽の曲り | ホ、基部の分離 |
| ハ、芽のくずれ | |

以上の点を各サンプル毎に夫々の芽の大きさ
単列又は複列)長さ、単列の場合、測ぼう藪に
ついて写真を撮る。

×600 ×150

- 2) 芽いたみ現象と芽の大きさとの関係(被害を受
けたものの大きさの範囲)更に最も被害の多い
ものの芽の大きさの範囲を観察記録する。
 - 3) サンプルングにおいてヒビの種類、種場、採集
の場所(沖中岸)漁場画内の位置、ヒビの
露出状況について記録する。
 - 4) 検鏡時サンプルの染色により芽いたみと芽の分
散とを識別する。
- ②ヒビの環境について(肉眼、観察)・・・サンプルし
たヒビ全^部につき
- 1) アオノリ(産業的にみて多いか少ないか)
 - 2) ヨゴレ(硅藻、藍藻、浮泥)・・・非常に多
い、多い、やや多い、少い、なし
- ③その他特記すべき事項
- ④海況観測 各県の方法で行う
- ⑤プランクトン

2. 各地のノリタイプに関する共同研究

各水試から各タイプ毎のサンプル(100匁程度
半乾、巻き)を熊本水試太田氏あて送り、検査
して貰う。

3. 病害強品種についての試験

福岡県江の浦漁協

佐賀県鷹島漁協

に熊本太田氏からヒビを依頼

して実施する。

II カキ

1. 適性品種の選定
2. 小粒品種の利点を伸ばす等
3. ノリの出来ない漁場の利用を考える。

Ⅲ ワカメ

浅海増殖協議会において取り扱った「ワカメ集約養殖」方法確立に関する試験について過去1ケ年の結果について明年3月頃協議会を開いて検討して貰う。

Ⅳ 浅海増殖漁場綜合利用研究の推進

1. 単一の事業内又は一定水域内の漁場の綜合利用を図る為次期(明年3月の協議会開催時)までに各県經に共同研究テーマとしての案を考へて持ち寄り検討する。
2. 浅海増殖漁業の輪採式の研究を進める。

Ⅴ 増殖關係の印刷物を作るように進める。現在すでに一部で行われ利用されているものもあるので広く活用されるような印刷物をつくる。

以上で分科会に於ける決定事項の発表を終りこれを採決し引続き各県の要案事項が二、三、あつた。

遊兒島:

製造分科会において取り上げられた要案事項で東海^区水研が主權した加工担当者研修会を全国的なものとして貰いたい

手塚:

今後はそういう風にしたいと考えている。

長崎:

漁撈分科会の決定事項で、クコツボの研究を全体会議で取り上げて欲しい。

佐賀:

漁撈、製造、養殖各部門でそれぞれの分野から取り上げて見たら良いと思う。

その後手塚課長から三日間を通じての論評を含めた挨拶があつたが才一日目中森技官と、同趣旨のものであつたので記述は省略する。

0次期ブロック会議当番県 熊本県

日時 場所 当番県に一任

0 閉会の挨拶

手塚課長

三日間熱心に討議して戴いたが、これらを通じて感じられた事は、皆さんの会議の持ち方が非常に上手になつたという事である。今までは会の運営が幼稚で結論も出ない場合が多かつた。この点大いに意見を出してやつて貰いたい。試験研究の横の連絡を緊密にして今取り決めた事は帰県後そのままほおつて置く事なしに大いに檢とうして頑張つて貰いたい。

各 部 日 記

養 殖 部 日 記

- 12月16日 くろちよう貝真珠核抜き
12月23日 養殖中のテラピア取掲げ
12月24日 テラピア試食会
サシミ、塩焼、味そ煮、素焼甘煮、干揚甘煮、干揚あんかけ、の6種類何れも、こい、ふな等に劣らず好評であつた。
1月14日 月日貝成熟調査(三回目)

製 造 部 日 記

- 12月16日 水産部長及び県政記者製造工場見学
12月19日 ソーセイジ製造試験
12月22日 " "
12月22日 須賀町水産係原口技師、貝類加工法打合せのため来場
12月 { 23日 指宿市役所の要請により池田湖産わかさぎ加工について依頼を受け、焼干品として製造試験を実施す。
24日
1月 7日 大島分場災害予算作成
1月 9日 西技師大島分場災害見舞のため出張
1月13日 鹿屋航空隊よりソーセイジの発注を受けて本日より製造開始
1月14日 熊本支庁よりとび魚対策協議会(於漁連)出席方依頼を受く

調 査 部 日 記

- 12月15日～24日
牛根養魚場調査資料整理
12月23日 牛根養魚場対策(於水産課)
12月27日 御用納め

- 1月 5日 御座始め
 1月 6日 四漁協（牛根、福山、国分、草人）協議会
 （於当場）
 1月7日～9日
 さよなみ代船建造計画
 1月12日～
 32年度事業報告書原案作成

漁業部日記

- 12月 8日 イワシ蓄養試験準備のため、ちどり丸牛根へ
 運航
 12月15日より蓄養開始
 12月19日 34年度漁業部予算打合せ

分場だより

既に御承知の通り、旧ろう12月27日23時当分場西方300米附近の家屋から出火し、折からの強風にあふられてたちまち附近一帯は猛火に包まれ、約30分後当分場一帯に類焼し、極力消火に努める一方重要書類の搬出に努めましたが遂に28日1時20分本館に類焼し、2時全焼しました。本館附近一帯は目下新築工事中の資材（木材）が山積しており、これに延焼しはじめ実験室、マベ飼育タンク、テラピア養魚池、漁具倉庫公舎、保安署が危険にさらされましたが、かろうじて実験室、マベタンク、テラピア養魚池、保安署のみは類焼をまぬがれました。

尚建築中の水産加工場も延焼しました。

以上本館の焼失に伴い本館内の事務用具及び消耗品は全焼し、漁具倉庫内の漁業試験用品、養殖関係資材、製造係関係器具器材も全焼しました。

保全した書類は33年度計理関係の簿冊及び書類、備品、事務用具の被害額は500万円と推定されます。

職員の被害状況

石	神	技 師	家財道具全焼	(借家)
尾	崎	主 擧補	同 上	(自宅)
実	島	技師補	同 上	(自宅)
瀬	木	主 擧	同 上	(ふとん、その他)
中	野	技師補	ふとん、こうり、汚損	(点火)
川	上	技 師	家財全焼	
下	窪	技 師	家財道具全焼	(僅少持出し) (官舎)
豊	田	技師補	同 上	同 上 (官舎)

職員及び家族は幸い無事でした。

御承知の通り当地方の家屋は平木葺で密集し、防火に対する施設も殆んど皆無の状態、加えて強風にあふられ、火の粉が四散し、4、5軒おきに点火され、火の手は短時間に急速に拡がり、避難すべき道路がなく、持ち出した書類、道具類はたちまち類焼する有様でした。

実験室等が危険にひんした時、海上保安署の巡視船から小型消防ポンプ1台をたづさえ、わかづき、船長以下5名が消火応援にかけつけ分場職員と共に消火に努めた結果、前記残存建物は類焼をまぬがれましたが、貴重な県有財産並に物品を焼失させ申訳なく思っています。

難をまぬがれた職員は全力を尽し防火物品の保全に努めました。島山、新村は消火作業による焼煙により軽少ですが眼膜被害を受けました。

以 上

編 集 後 記

編 集 部

※あらたまの年たちかえり、本年こそ精神の壓をあげねばなるまいと、人並みの感懐あるも、凡夫の悲しさ南の淡雪の如くはかなく消え失せてしまうのであろうか。

※雪といえは1月16日南日本を襲った猛烈な雪は60年ぶりとか。まぶしい程の銀世界と真夜中に屋根の積雪が崩れ落ちる異様な物音は南国人にとっては驚異であつた。

それはそれとしてあられと共に南九州に南下する寒ぶりもここ数年来、全くの不漁。潮流気象異変によつて、漁の回復を希念する沿岸漁民の願望がこの雪に凝結したといえるような春漁よはやく来い。

※本号は先年11月行われた産業改良普及事業西海ブロック会議の様である。

速成記者となつた本場弟子丸、上田両氏の奮闘の記録でもある。